

# 目次

I. EPA原産地規則について

II. 食料品に見られる特有の  
原産地基準(輸入の例)

III. TPP原産地規則について

IV. お問い合わせ先

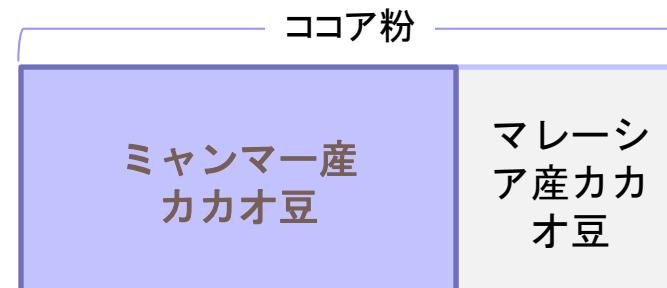
# アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

## ①ココア粉(第18.05項)

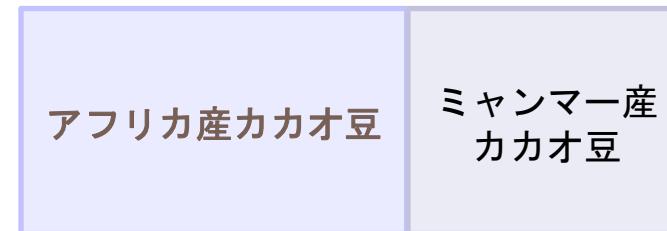
### ●シンガポール協定 第1805.00号品目別規則:

第1805.00号の產品への他の項の材料からの変更(非原産材料である第18.01項の力  
力才豆を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加  
盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。)

- 品目別規則を  
満たす例



- 原產品と認め  
られない例



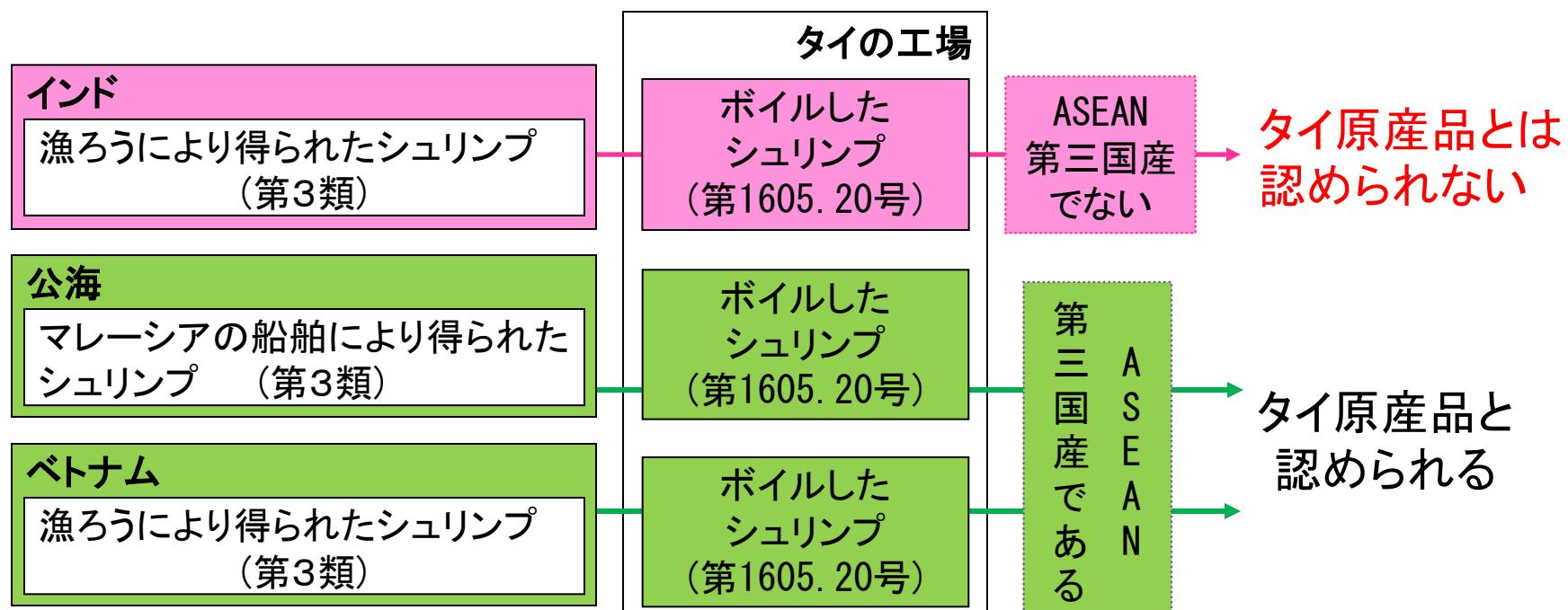
→ アセアン加盟国産以外のカカオ豆(第18.01項)を使用した場合、  
シンガポール協定税率は適用できない。

# アセアン第三国産材料の使用の許諾ルール

## ②魚介類等の調製品

### ●タイ協定 第1605. 20号品目別規則：

他の類の材料からの変更(第3類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の中を航行する船舶により当該第三国に属しない海から得られる場合に限る。)



アセアン加盟国産以外の魚(第3類)を使用した場合は、タイ協定税率は適用できない。

## アセアン第三国産材料の使用の 許諾ルール等の比較対照表

HS番号	シンガポール	マレーシア	タイ	フィリピン	ブルネイ	インドネシア	ベトナム
第4類	—	—	—	—	○	—	—
第7類	—	—	○	—	—	—	—
第11類	—	—	—	—	○	—	—
第16類	○	○	○	—	○	—	—
第17類	—	—	—	—	○	—	—
第18-20類	○	○	○	○	○	—	—
第29類	—	—	—	—	○	—	—

# 日インドEPAにおける農水産品の規則

インド協定では、農産品（及び繊維製品）の品目別規則の多くは、加工工程基準で規定されている。

（例）日インド協定 第3類 魚並びに甲殻類、軟体動物等

03. 01 – 03. 07 締約国において製造され、かつ、製造に使用する全ての材料が当該締約国において完全に得られるものであること。

同様の規則が第1類から第25類、第29類、第35類、第38類、第50類から第53類の一部の品目に規定されている。

上記品目のうち、第1類から第14類のすべての品目、第16類、第21類、第22類、第25類、第50類から第53類の一部品目については、僅少の非原産材料の枠も存在しないため、少しでも非原産材料が使用されている場合は、產品は原產品と認められない。

# 目次

I. EPA原産地規則について

II. 食料品に見られる特有の  
原産地基準(輸入の例)

III. TPP原産地規則について

IV. お問い合わせ先

# TPP原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手續)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手續)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

## 第A節(原産地基準)

### 〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される產品、又は③PSRを満たす產品(產品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす產品はTPP原産品となる。

### 〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

## 第B節(原産地手續)

### 〈特恵要求手續(証明手續)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

### 〈確認手續(検証)〉

輸入国税関は、輸入された產品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

## 品目別規則(PSR)(附屬書三一D)

それぞれの產品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※纖維及び纖維製品については、別途、纖維章において原産地基準等が設けられている。

# TPP原産地規則の概要(つづき)

○TPP協定が2015年10月に大筋合意された。2016年2月4日に署名。

## 第3章. 原産地規則及び原産地手続

輸入される產品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特恵待遇の対象となるTPP域内の原產品として認められるための要件及び特恵待遇を受けるための証明手續等を定める。

本章のルールにより、例えば以下のようなメリットが考えられる。

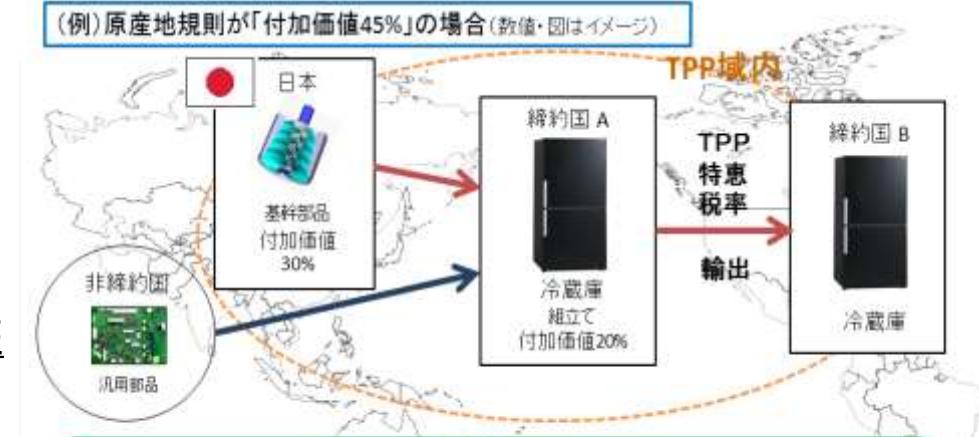
- (1) TPP特恵税率の適用が可能な12か国内の原産地規則の統一(事業者の制度利用負担の緩和)
- (2) 輸出者、生産者又は輸入者自らが原産地証明書を作成する制度の導入(貿易手続の円滑化)
- (3) 完全累積制度の実現

TPP協定においては、複数の締約国において付加価値・加工工程の足し上げを行い、原産性を判断する完全累積制度を採用。日本が締結済みのEPAにおいても、メキシコ、ペルー等で完全累積制度を採用している。

出所:内閣官房ホームページ「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(内閣官房TPP政府対策本部作成資料)

(参考)「完全累積制度」概念図

(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、完全累積制度があれば日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原產品として認められる。

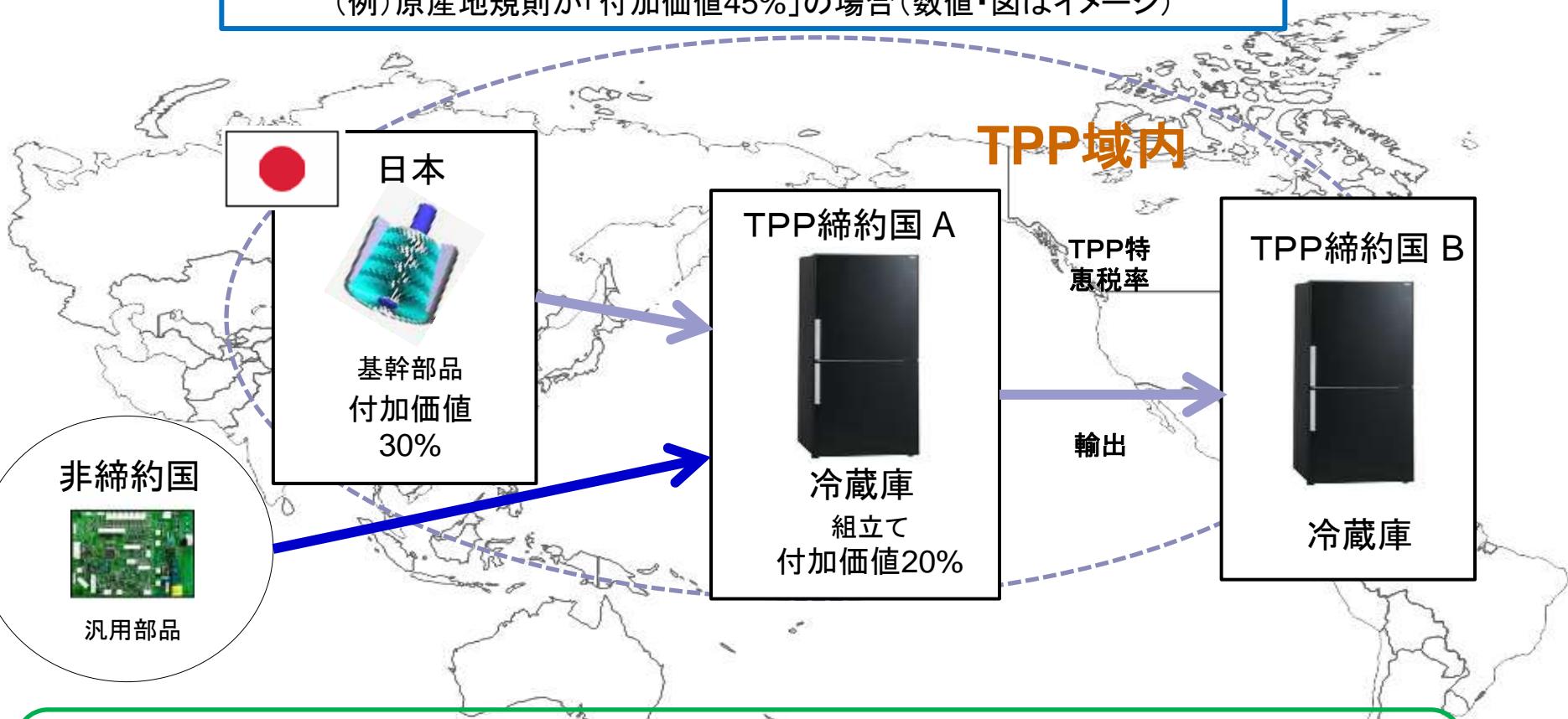
- (4) 広域FTA化による原產品輸送の容易化(立証負担の緩和)

二国間のFTAにおいては、產品の輸送の際に第三国を経由した場合には、当該貨物の原産性が維持されているか否かについて輸入国税関に対し立証する負担がある。一方で、TPPは全ての締約国を一つの領域とみなす広域FTAであり、全ての締約国の領域内を移動する限りにおいては、貨物の原産性が維持されることになる。

# 累積

○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、產品の原産性の判断に算入する。

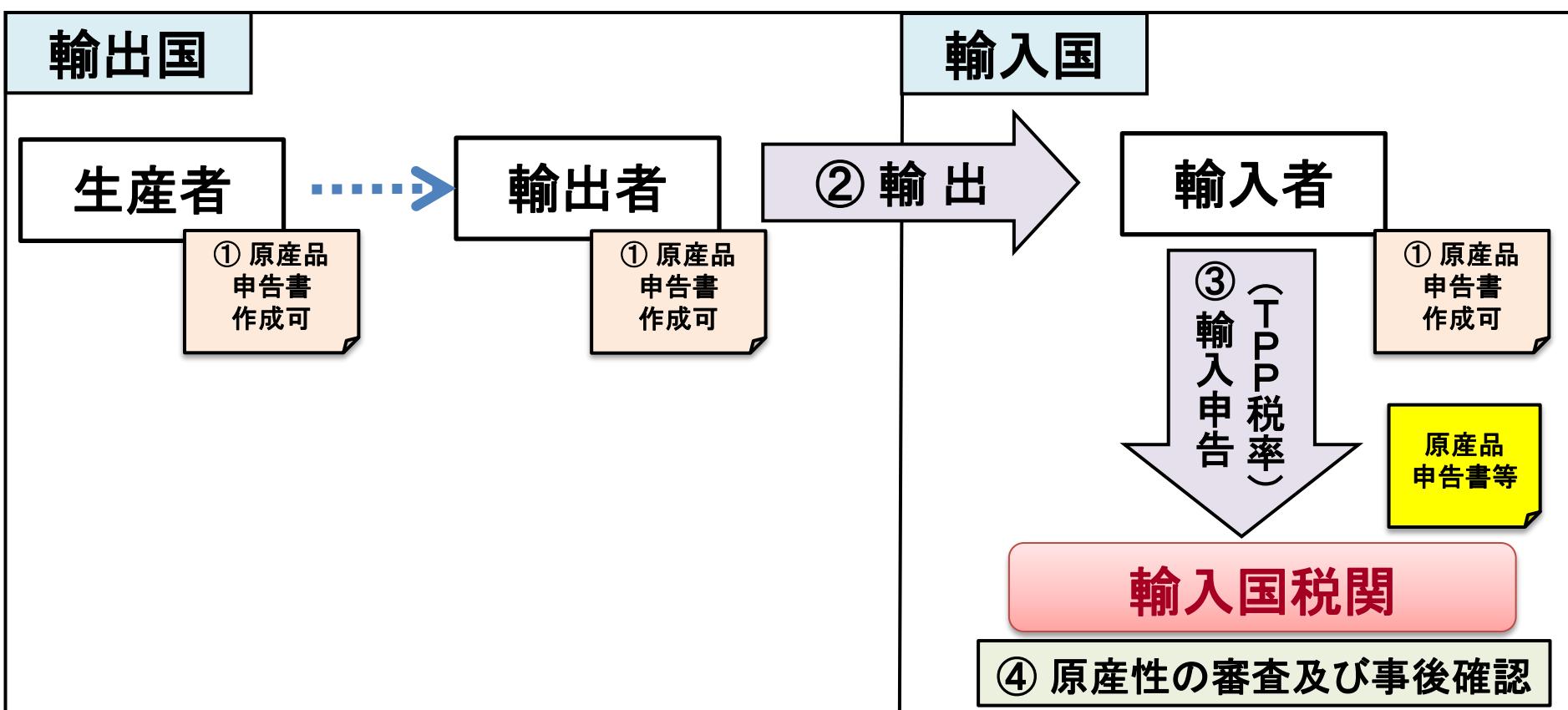
(例)原産地規則が「付加価値45%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、締約国Aの付加価値が20%であるため、原産地規則「付加価値45%」を満たせないが、累積制度があれば、日本の付加価値30%と締約国Aの付加価値20%を加え、付加価値50%となり、付加価値45%を超えるため原産品として認められる。

## 特惠要求手続(自己申告制度)

- 日豪EPAと同様、TPPにおいても自己申告制度が採用されている。
- 輸出者、生産者又は輸入者が原産品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、TPP税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書を税関に提出。  
(※)我が国での輸入に際しては、原産品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。



## 確認手続(検証)

輸入された產品の原産性に疑義がある場合、税関は、產品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証: 產品について、質問票等により情報を求めること)
- ② 輸出者・生産者に対する書面検証
- ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、產品の原産性を確認すること)  
(※) 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP税率の適用を否認。

輸出国

輸入国

生産者

輸出者

輸入者

②書面検証

③訪問検証

①書面検証

輸出国政府

輸入国税関

②書面検証の際、輸出国政府に支援を求めることができる。  
③訪問検証の際、輸出国政府に同行の機会を与える。

# 運送の要件(積送基準)

○積送基準: TPP締約国(最終生産国である輸出国)の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準。以下の場合には、引き続きTPP原産品と認められる。

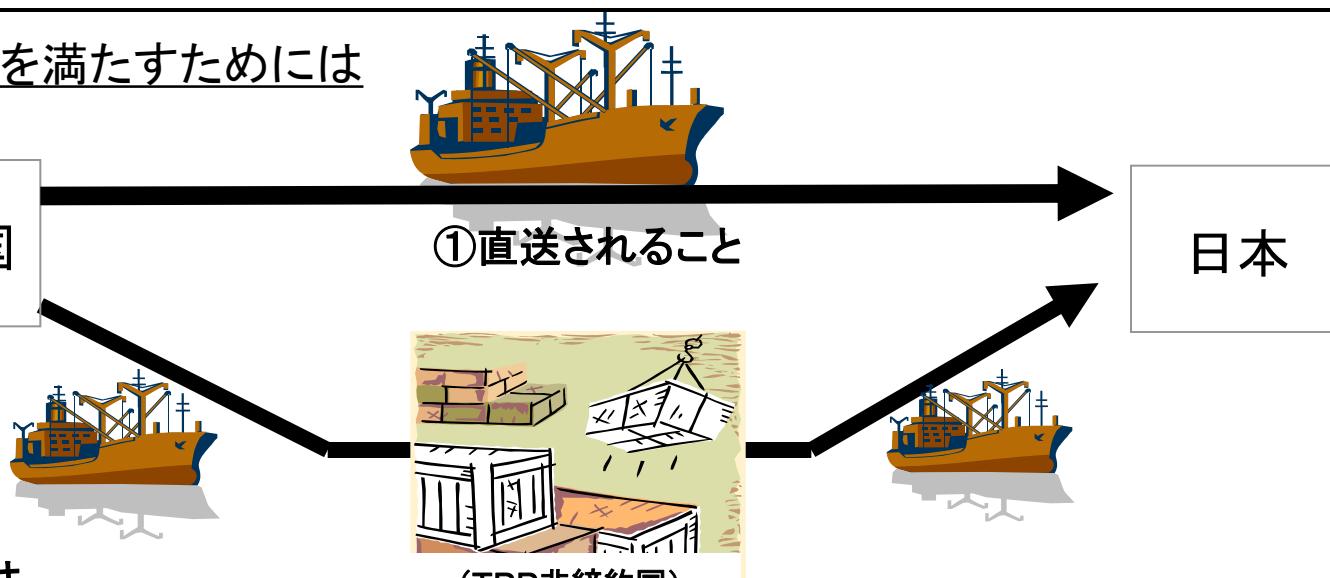
①TPP非締約国を経由することなく、輸出国から輸入国に直送される場合、

または、

②TPP非締約国を経由する場合であっても、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、貯蔵、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われていない場合

○非締約国を経由する場合には、積送要件を満たしていることを税関に示す必要がある(「通し船荷証券」等の提示)。

※ 積送基準を満たすためには



②第三国(TPP非締約国)を経由する場合は、税関の管理下におかれ、新たな作業(積卸し、貯蔵等を除く)が行われていないこと

# 目次

I. EPA原産地規則について

II. 食料品に見られる特有の  
原産地基準(輸入の例)

III. TPP原産地規則について

IV. お問い合わせ先

## 参考

# EPAに関するお問い合わせ先

### お問い合わせ先



## EPAを利用した輸出入全般について

日本貿易振興機構 (JETRO) <http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

お電話

在日本企業の方 ビジネス情報サービス課（貿易投資相談受付専用） ☎ 03-3582-5651



在海外企業の方 進出企業支援課 ☎ 03-3582-5017



インターネット EPAアドバイザー <http://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

## 経済産業省 通商政策局 経済連携課

お電話

03-3501-1595

FAX

03-3501-1592

インターネット

[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/)



メール

[epa-soudan@meti.go.jp](mailto:epa-soudan@meti.go.jp)



## 特定原産地証明書の発給について

### 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

お電話

03-3283-7850

FAX

03-3216-6497

インターネット

[http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office\\_list.html](http://www.jcci.or.jp/gensanchi/office_list.html)



メール

[tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)



## 参考

# EPAに関するお問い合わせ先

## 日本への輸入時の手続について

日本へのEPAを利用した輸入手続については、各地の税関で詳細な情報提供を行なっています。

### ■ 税関相談官等 電話番号・メールアドレス一覧

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関	■ 0138-40-4261	hkd-gyomu-sodan@customs.go.jp
東京税関	■ 03-3529-0700	tyo-gyomu-sodankan@customs.go.jp
横浜税関	■ 045-212-6000	yok-sodan@customs.go.jp
名古屋税関	■ 052-654-4100	nagoya-gyomu-sodankan@customs.go.jp
大阪税関	■ 06-6576-3001～5	osaka-sodan@customs.go.jp
神戸税関	■ 078-333-3100	kobe-sodan@customs.go.jp
門司税関	■ 050-3530-8372	moji-sodankan@customs.go.jp
長崎税関	■ 095-828-8619	nagasaki-sodan@customs.go.jp
沖縄地区税関	■ 098-863-0099	oki-9a-koho@customs.go.jp (広報)

インターネット

<http://www.customs.go.jp/question2.htm#a>



# 税関の原産地担当部門

- 函館税関業務部原産地調査官: 0138-40-4255
- 東京税関業務部原産地調査官: 03-3599-6527
- 横浜税関業務部原産地調査官: 045-212-6174
- 名古屋税関業務部原産地調査官: 052-654-4205
- 大阪税関業務部原産地調査官: 06-6576-3196
- 神戸税関業務部原産地調査官: 078-333-3097
- 門司税関業務部原産地調査官: 050-3530-8369
- 長崎税関業務部原産地調査官: 095-828-8801
- 沖縄地区税關原产地調査官: 098-943-7830